

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

均等割の軽減割合が見直しされました

- 保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

令和 元年度	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円(かつ、被保険者全員が所得0円)※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
	33万円	8.5割軽減



令和 2年度	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円(かつ、被保険者全員が所得0円)※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
	33万円	7.75割軽減

均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

令和 元年度	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
	33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



令和 2年度	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
	33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

保険料の計算方法(令和2年度)

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当たりの額】
52,048円

+

所得割【本人の所得に応じた額】
(令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%

=

1年間の保険料
【限度額 64万円】
(100円未満切り捨て)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

- 所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

- 保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度
62万円



令和2年度
64万円

【問い合わせ先】 ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
・住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112